

公益社団法人 日本表面科学会 国際フェロー規程

平成 26 年 4 月 19 日理事会資料

(目的)

第 1 条 公益社団法人日本表面科学会（以下本会という）は、継続的な学術的かつ国際的な活動を通じて表面科学および関連分野の進歩発展に顕著な業績をあげた海外在住研究者に対し、日本表面科学会国際フェロー SSSJ Fellow Internatoinal（以下、「国際フェロー」という）の称号を授与し、表面科学および関連分野を代表する研究者としてリーダーシップを発揮することを奨励する。

(対象)

第 2 条 表彰の対象となる者は、国籍に関わらず海外在住者とし、本会の会員であることは要しない。国際フェローの称号授与後、10 年程度以上研究者として国際的な活動が可能な者とする。

(定員)

第 3 条 国際フェローの総数は 30 名程度を上限とする。

(称号記)

第 4 条 国際フェローに選定された者は、本会より国際フェロー称号記を受ける。

(任期)

第 5 条 国際フェローの称号を授与された者は、最長 10 年間その称号を名乗ることができる。

(役割)

第 6 条 国際フェローの称号を授与された者は、表面科学および本会の関連する学術分野を代表する研究者としてリーダーシップを発揮し、国際会議、顕彰事業など本会の学術活動および運営に積極的に関わることを奨励する。

(選定)

第 7 条 国際フェローの選定は、推薦された国際フェロー候補者のなかから理事会が決定する。

2 本会名誉会員、功労会員、フェロー、国際フェロー、および正会員のうち 3 名の推薦をもって国際フェロー候補者を推薦することができる。

3 国際フェロー推薦者は、定められた形式による推薦書を提出する必要がある。

4 国際フェロー候補者について、学会賞等選定委員会において事前審査し、担当理事は審査結果を理事会に諮る。理事会は称号受与者を決定する。

5 国際フェローの推薦方法および選定方法について、実施要領を別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

付則

この規程は平成 26 年 4 月 19 日から施行し、平成 26 年 4 月 19 日から適用する。

改訂来歴

日付	理由及訂正箇所	承認	起案
2014/4/9	初版作成	理事会	長谷川修司

公益社団法人日本表面科学会 国際フェロー規程 実施要領

平成 26 年 4 月 19 日理事会資料

(推薦に必要な書類)

第 1 条 別途定める所定の書式に従って、業績タイトル、業績の内容（推薦理由）、履歴書、業績リストを記入する。なお、その他選考に役立つ資料を添付することができる。

2 国際フェロー規定第 7 条 2 項に定める推薦者 3 名の推薦状を添える。推薦状の様式は問わない。

(選定委員会)

第 2 条 国際フェロー候補者の選定は学会賞等選定委員会が実施する。学会賞等選定委員会は、必要な場合、必要部数の主要業績別刷りの提出を候補者に求めることができる。

(称号記の授与)

第 3 条 国際フェローに選定された者に対する称号記の授与は本会が主催する国際会議等で行う。来日が不可能な場合には称号記の郵送をもって授与する。